

XePhion インターネット VPN サービス 利用規程

株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー（以下「当社」といいます）は、東日本電信電話株式会社および西日本電信電話株式会社（以下「NTT 地域会社」といいます）の提供する「IP 通信網サービス」である「フレッツ・ISDN」、「フレッツ・ADSL」および「フレッツ 光ネクスト」（以下「フレッツサービス」といいます）を利用した「XePhion インターネット VPN サービス」（以下「本サービス」といいます）について、当社の提供するマルチメディアネットワークサービス「WAKWAK」の契約者（以下「契約者」といいます）に対し、以下のように利用規程（以下「本規程」といいます）を定めます。

■本規程の範囲および意義

第 1 条

本規程は、当社と契約者が締結した WAKWAK 利用規約（以下「規約」といいます）第 2 条（本規約の範囲および変更）第 2 項に定める個別規程に該当し、本規程と規約との間に異なる定めがある場合には本規程が優先して適用されるものとします。

■本サービスの定義

第 2 条

本サービスは、NTT 地域会社が提供する「フレッツサービス」利用者に対するインターネット VPN（擬似専用線）サービスであり、当社が契約者に対して提供するサービスです。

■申し込み方法など

第 3 条

本サービスの利用の申込みに際しては、本サービスの利用を希望する者（以下「申込者」といいます）は「フレッツサービス」を利用していることが必要となります。

2. 新しく本サービスの利用を希望する場合、規約の第 7 条（利用契約の成立）の定めにしたがって利用契約の申込手続きを行っていただきます。

3. 既に契約者である方が、本サービスの利用を希望される場合、規約の第 12 条（登録内容の変更）の定めに従って登録内容の変更手続きを行っていただきます。

■サービスの解約

第 4 条

本サービスの利用契約（以下「本契約」といいます）成立日から本サービスのサービス開始日の前日までに契約者が自己の都合により利用契約を解約する場合、規約第 13 条（契約者による解約）第 1 項の定めに拘わらず、契約者は、当社が別に定めるキャンセル料金を支払うことにより即時に解約することができるものとします。

2. 本サービスのサービス開始日から、サービス開始日の当月を含めた 12 カ月間（以下「最低利用期間」といいます）内に、契約者が自己の都合により規約第 13 条に従い利用契約を解約する場合は、契約者は、解約月は通常の請求方法により支払うものとし、かつ最低利用期間の残余期間（解約月の翌月以降の最低利用期間を残余期間とします）に対応する本サービスの利用料金に相当する額を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。なお、日割計算は行いません。

■サービスメニューの変更

第 5 条

本サービスについての利用契約成立日から最低利用期間満了日までは、契約者は他のサービスメニューへの変更はできません。

2. 前項の定めに拘わらず、当社が特に認める場合、契約者は、当社が別に提示する金額を手続費用として当社にお支払いいただくことで、他のサービスメニューに変更できるものとします。

■物品のレンタル

第 6 条

当社は、契約者に対して、本サービスにおいて提供するルータ（以下物件といいます）をレンタル（賃貸）、契約者はこれを借受けます。

2. レンタル期間は当社が契約者に対して物件を引渡しの日より起算し、レンタル期間は 12 カ月以上とします。

3. 当社は契約者に対してレンタル料を本サービス料金に含めて請求し、契約者は WAKWAK 利用規約第 15 条（料金等）の定めにしたがって料金を支払うものとします。なお、1 カ月単位で計算し日割計算はいたしません。

4. 当社は契約者が本契約条項の違反がなく本サービスを継続する限り引き続き物件をレンタルするものとします。

5. 当社は契約者に対して物件を所定の引渡期日に契約者の指定する日本国内の場所において引渡し、引渡し後契約者は通信試験成績表をもって物品を受領したものとします。また、契約者は受領後隠れた瑕疵（以下「瑕疵」といいます）のないことを確認することとします。なお、何らかの事由により引渡期日に所定の物件の引渡しができなかった場合、当社および契約者が協議の上、後日、引渡すものとします。

6. 当社は契約者に対して、引渡時において物件が正常な性能を備えていることのみを担保し物件の商品性、および契約者の使用目的への適合性については担保しません。サービス提供期間中に契約者の責に帰すべき事由以外の事由により本物件が故障した場合、当社は本サービス内容として提供する保守サービスの範囲内において本物件を修保し、または代替機の提供を行うものとし、物件の故障に関する当社の責任は上記に定めるものに限定され、修理期間中の物件を使用できないこと、また物件の故障に伴って契約者が被るその他一切の損害から当社は免責されるものとします。また、契約者の責に帰すべき事由により本物件が故障または損傷した場合、当該故障、損傷物件の修理費用は契約者の負担とします。

7. 契約者は物件を善良な管理者の注意をもって使用し、この使用に要する諸費用を負担し、当社の書面による承諾を得ないで物件の譲渡、改造しないことはもちろん、物件を契約者が当初指定した場所以外に移動せず、また、物件に貼付された当社の所有権を明示する標識、調整済みの標識などを除去、汚損してはならないものとします。物件に関して工業所有権、著作権、その他知的財産権の侵害の申立てがなされ、物件のメーカ若しくはベンダーにより使用中止の依頼を受けた場合、または裁判所から使用差止め命令が出された場合、いずれの当事者も本契約を解約することができるとします。物件の、第三者の権利侵害に伴い、当社が契約者に対して責任を負うものは何もないものとします。

8. 契約者が本サービス契約中に、物件自体またはその設置、使用によって、第三者に与えた損害については、契約者がこれを賠償します。また、物件の故障が次のいずれかに起因する場合の修理代は契約者の負担とします。

- (1) 当社以外による不適当または不完全な保守
- (2) 当社が承認する以外の改造または移設
- (3) 当社が供給する以外の製品との組合せ、使用
- (4) 当社所定の使用環境外での使用
- (5) 火災、風水害、地震、落雷、その他の天災

9. 当社は、物件の稼動が中断しないこと、ソフトウェアにバグなどの誤りがないこと、およびソフトウェアの全ての誤りが是正されることを保証するものではありません。物件の故障に関する当社の義務は、物件のメーカまたはベンダーに修理の手配を行うことのみであり、メーカまたはベンダーが対応できない故障について、当社がメーカまたはベンダーに変わって修理を行い、また何らかの責任を負うことはありません。また、物件の修理に過分の費用を要する場合、当社は本契約を解約できるものとします。

10. 契約者が自己の責による事由に基づき物件を滅失（修理不能、所有権の侵害を含みます、下同じ）、毀損（所有権の制限を含みます、下同じ）した場合は、契約者は当社に対して、代替物件の購入代価または物件の修理代および別途定める事務手数料相当額を支払うものとします。

11. 契約者は物件を第三者に譲渡し、または物件について質権、抵当権および譲渡担保権その他一切の権利を設定できません。また、契約者は、物件について、他から強制執行その他法律的、事実的侵害がないように保全するとともに、もしそのような事態が発生したときには、直ちに当社に通知し、かつ速やかにその事態を解消させます。

12. 当社は、物件には動産総合保険を付保します。物件に保険事故が発生した場合、契約者は直ちにその旨を当社に通知するとともに、当社の保険金受領手続きに必要な一切の書類を遅滞なく当社に交付します。また、契約者が前項の義務を履行したことによって、保険金が当社に支払われたときには、次の各号の場合に応じ、それぞれに定める手続きをとります。

- (1) 物件が修理可能な場合には、当社は、支払われた保険金相当額を限度として、契約者がその修繕、修復に要した費用を契約者に支払います。
- (2) 物件が滅失、または毀損して、修理、修復不能の場合には、契約者が当社に賠償しなければならない第 10 項の金額について、受取保険金の限度でその義務が免除されます。

13. 契約者は、当社の指定する書面による 1 カ月以上前の予告により、本契約の全部または一部を解約することができます。しかし、第 4 条 2 項で定めた最低利用期間内での解約の場合、そこに定めた最低利用期間の残余の期間に対応する本サービスの利用料金に相当する額を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。

14. 契約者が、WAKWAK 利用規約第 26 条に定めたいずれか一つに該当する場合、当社は、契約者に何らの通知、催告を要せず、直ちに本契約の全部または一部を解除できるものとし、契約者は、

当社に対して、物件を返還し、かつ未払いのサービス料金、その他一切の金銭債務金額を直ちに支払います。

15. 契約者は、WAKWAK 利用規約第 26 条に定めたいずれか一つに該当したこと、若しくは物件の引渡前において当社に損害を与えた場合は、本契約の解除の有無に関わらず、現実が生じた通常の直接損害を賠償するものとします。

16. 契約者は、当社に対して本サービスの解約などにより本契約が終了した場合、物件を直ちに当社の指定する場所に自己の費用で返還します。契約者が当社に対する物件の返還を遅延した場合、その期限の翌日から返還の完了日まで 1 カ月当りサービスコース月額相当額の遅延損害金を支払います。ただし、1 カ月以内の日数が発生した時は、その端数を切り上げ 1 カ月とみなし日割計算は行いません。

17. 契約者は、物件の全部または一部を構成するソフトウェア製品（以下ソフトウェアといいます）に関し、次の行為を行うことはできません。

- (1) 有償無償を問わず、ソフトウェアを第三者へ譲渡すること。
- (2) ソフトウェアを物件以外のものに利用すること。
- (3) ソフトウェアを複製すること。ソフトウェアを変更または改作すること。

■本サービスの保守

第 7 条

本サービスにおける当社が実施する保守業務（以下、「保守業務」といいます）は、契約者から故障連絡を受けた場合の対象物件の状況確認作業、故障時の対象物件の取替作業とします。また、保守業務内容は本サービス契約時、契約者が選択したものとします。

2. 契約者は、当社が保守業務の一部を、当社が指定する保守会社（以下「協力会社」といいます。）に委任または請負せることを了承するものとします。この場合、当社は、協力会社の本契約の各条項を遵守せるものとし、協力会社が行った保守業務につき、契約者に対して一切の責任を負うものとします。

3. 次の各号に定める業務は、保守業務の対象外とします。

- (1) 対象物件に接続された電気通信回線の品質の保証
- (2) 故障統計その他の管理業務
- (3) 対象物件の増設、移転、改造または撤去
- (4) 契約者の故意または重大な過失により発生した故障の修理
- (5) 天災地変により発生した故障の修理
- (6) その他前項に定めのない事項

4. 契約者は、当社に対し、保守業務を依頼する場合、当社が指定する連絡先に電話にて依頼するものとします。当社は、契約者から依頼を受けた場合は、あらかじめ規定した保守受付の範囲内で保守業務を開始するものとします。

5. 契約者は、当社に保守業務を依頼する場合、次の各号に掲げる事項を明らかにするものとします。

- (1) 契約者名、利用拠点、連絡者名および連絡者の連絡先
- (2) 故障内容

6. 当社は、保守業務の対応結果を契約者から第 4 項に基づき依頼を受けた件数ごとに、以下の事項を電話連絡にて、遅滞なく契約者に報告するものとします。

- (1) 依頼を受けた契約者の連絡者名
- (2) 契約者の依頼時刻
- (3) 故障内容
- (4) 当社の保守業務完了時刻
- (5) 対応内容

7. 当社の行う故障受付は、24 時間 365 日とします。当社の行う故障修理はあらかじめ規定した範囲内で保守業務を行うものとします。

8. 契約者は、本契約に基づく当社の保守業務に対して、最大限当社に協力するものとします。

9. 当社は、契約者に対して、保守料金を本サービス料金に含めて請求し、契約者は WAKWAK 利用規約第 15 条（料金等）の定めにしたがって料金を支払うものとします。なお、1 カ月単位で計算し日割計算はいたしません。

10. 本契約に基づく当社の保守業務に瑕疵があった場合、当社は本契約に基づき必要な作業を繰り返し実施することとし、契約者の損害に対しては一切の責任を負わないものとします。

第 8 条 削除

■免責

第 9 条

当社は、契約者が規約第 26 条（契約者資格の中断・取消）、第 27 条（サービスの中止・中断）の規定において、本サービスを利用できなかったことに起因して生じたいかなる損害についても、契約者および第三者に対して責任を負うものではありません。

2. 当社は、契約者が本サービスの利用に関して自己の情報等が破損または滅失したことによる損害、若しくは契約者が本サービスから得た情報等に起因して生じたいかなる損害についても、契約者および第三者に対して責任を負うものではありません。

※ 本規程は 2002 年 7 月 10 日より実施するものとします。

2025 年 4 月 1 日一部改定